公益信託自然保護ボランティアファンド第二十九期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要
　国立公園等でボランティア活動を行なっている団体への助成金の給付事業
助成金　二四件　四四四万円
ファンド通信の発行・配布等　五六万円
尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十八年二月二十六日に終了した。
二、財産目録　平成二十八年二月二十六日現在
資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円
平成二十八年三月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託自然保護ボランティアファンド
受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市川尻町一丁目六七九番地、最後の住所茨城県日立市川尻町一丁目三一番三号
被相続人　亡　川﨑　貞弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
茨城県日立市弁天町二丁目一三番一〇号
会沢克男法律事務所
相続財産管理人　弁護士　会沢　克男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市穂高二七五八番地、最後の住所埼玉県久喜市上内四七八番地　わし宮団地三街区五棟二〇一号
被相続人　亡　望月　賢郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台二丁目五番一五号　相続財産管理人　武井　光崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市南鳩ヶ谷七丁目五番、最後の住所埼玉県川口市大字安行領根岸一九一番地の六
被相続人　亡　吉川　勝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
埼玉県日高市大字高萩一〇四一番地の一
相続財産管理人　弁護士　小林　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一一番二号松栄浦和ビル四階　新埼玉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大谷部雅典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡添田町大字落合四二七一番地、最後の住所千葉市稲毛区天台三丁目九番三号
被相続人　亡　井上　博義
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
事務所千葉市中央区中央三―九―九エレル千葉中央ビル五階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永嶋久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区永代二丁目五四番地、最後の住所東京都江東区越中島二丁目八番九号
被相続人　亡　山田　一江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
事務所東京都港区三田三丁目四番一八号二葉ビル一〇〇四号室わかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区石原二丁目一九番地、最後の住所東京都墨田区横網二丁目一番一一号社会福祉法人同愛記念ホーム
被相続人　亡　富田　憲治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号
相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市山本町南壱丁目百拾八番地、最後の住所不詳
被相続人　亡　影山　孝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
事務所東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山元　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市鳥山中町八二二番地一、最後の住所東京都小平市花小金井一丁目三〇番三号
被相続人　亡　峯﨑　章郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市倉渕町権田四九四番地、最後の住所東京都日野市程久保八四三番地　七生福祉園
被相続人　亡　関口　昇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区元赤坂一丁目三番地、最後の住所東京都港区南麻布四丁目六番一号ありすの杜きのこ南麻布五〇一
被相続人　亡　星野　泰子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
事務所東京都千代田区麹町一―三―一一麹町第二センタービル三〇一松本克己法律事務所　相続財産管理人弁護士　松本　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市緑区長津田六丁目一五番、最後の住所東京都新宿区下落合一丁目五番一〇―六〇一号　被相続人　亡　髙橋　憲一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
東京都千代田区神田多町二―一一カツミビル五階弥生共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川村　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区立野町甲八九四番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目五番二九―一〇二号グローリオ吉祥寺北町
被相続人　亡　秋場　毅
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月十五日
東京都立川市曙町一―二五―一二オリンピック曙町ビル九階田村・佐藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田村　充

第42期決算公告　平成28年3月1日
札幌市南区常盤199番地
株式会社札幌カントリー倶楽部
代表取締役　山崎　繁樹
貸借対照表の要旨（平成27年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	300,106
	固定資産	3,650,275
	合計	3,950,381
負債及び純資産の部	流動負債	143,997
	（賞与引当金）	(16,959)
	固定負債	2,823,340
	（退職給付引当金）	(20,551)
	株主資本	983,044
	資本金	498,000
	資本剰余金	498,000
	利益剰余金	△12,956
	その他利益剰余金	△12,956
	合計	3,950,381

（注）当期純利益　30,358千円